反社会的勢力排除に向けた上場制度及びその他上場制度の整備に伴う
有価証券上場規程等の一部改正について

平成２０年２月４日
株式会社東京証券取引所

Ⅰ　改正趣旨

当取引所では、反社会的勢力による証券市場の濫用を防止し、証券市場の秩序の維持及び信頼の向上を図る観点から上場制度を整備するともに、いわゆるテクニカル上場時における改善報告書の提出義務等の引継ぎ制度の明確化を図ることとするほか、外国会社を中心として企業グループの構造が特殊な場合における上場審査の観点を全体的に整理し、併せてそうした構造に係るリスクについて投資者への周知徹底を図る仕組みを講じることとするなど、有価証券上場規程等の一部改正を行うこととします。

Ⅱ　改正概要	（備　　考）
１．反社会的勢力の排除に向けた対応	
（１）企業行動規範への規定等	
・　企業行動規範に、上場会社は反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び個々の企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努める旨を規定することとします。	・有価証券上場規程（以下「規程」という。）第４４４条
・　反社会的勢力排除に向けた上場審査の観点について明確化を図ることとします。	・上場審査等に関するガイドラインⅡ６．等
（２）コーポレート・ガバナンスに関する報告書における開示	
・　上場内国株券等及び当取引所を主たる市場とする上場外国株券等の発行者は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の開示項目の一つである「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の一環として、反社会的勢力排除に向けた体制整備についての開示を行うものとします。	・規程第２０４条第１２項、有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第２１１条第６項等
（３）確認書制度の導入	
・　不適当な合併等に係る猶予期間内に上場審査基準に準じた審査の申請を行う者は、幹事である取引参加者が作成した当取引所所定の確認書を提出するものとします。	・規程第６０５条第３項
２．テクニカル上場時における引継ぎ制度の整備	
・　テクニカル上場によって上場した会社は、次のａからｄに掲げる	・規程第７０６条、施行

場合に、当該ａからｄまでに掲げる事項を、原則として、テクニカル上場前の上場会社から引き継ぐこととします。

ａ 改善報告書の提出を求められている場合
当該改善報告書の提出義務

ｂ 過去５年以内に改善報告書を提出している場合
過去５年間における改善報告書の提出回数

ｃ 不適当な合併等に係る猶予期間に入っている場合
当該猶予期間

ｄ 特設注意市場銘柄、開示注意銘柄に指定されている場合
当該指定の状態（特設注意市場銘柄にあっては、当該指定期間における内部管理体制確認書の提出回数等を含む。）

規則第７１８条

３．企業グループの構造が特殊な会社への対応

（１）新規上場に係る継続性審査の明確化

・ 企業グループの構造が特殊なものとして当取引所が認める場合には、当該構造が事業活動の遂行を著しく妨げるものでないかどうかを新規上場に係る継続性審査で確認することとし、当該審査の観点を明確化することとします。

・上場審査等に関するガイドラインⅡ２．等

（２）リスク情報に関する報告書の提出等

・ 企業グループの構造が特殊なものとして当取引所が認める新規上場申請者は、企業グループの構造に係るリスク情報に関して記載した報告書を新規上場承認時に提出することとし、当該報告書を公衆の縦覧に供することに同意するものとします。

・規程第２０４条第１２項等

・ 上場後、当該報告書の内容に変更が生じた場合には、当該内容が軽微な場合を除き、その都度、修正するものとします。

・規程第４１９条の２等

４．その他

・ その他所要の改正を行います。

Ⅲ 施行日（予定）

・ 平成２０年２月６日から施行します。

・ 施行日において現に上場されている内国株券等及び当取引所を主たる市場とする外国株券等の発行者は、反社会的勢力排除に向けた体制整備についての内容を反映したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、平成２０年４月３０日までに当取引所に提出するものとします。

以 上